件 名	家畜保健衛生所条例及び愛媛県公の施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例
主 管 課	畜産課
根拠法令等	家畜保健衛生所法 第1条第2項 地方自治法 第244条の2

## 【改正の概要】

中予家畜保健衛生所の位置を変更するための所要の改正

## 〇改正箇所

1 家畜保健衛生所条例

別表第1 (家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域) の改正 別表第1 (第1条関係)

家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域

名称	位置	管轄区域				
愛媛県東予家畜保健衛生所	西条市	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市及 び越智郡				
愛媛県中予家畜保健衛生所	東温市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊 予郡				
愛媛県南予家畜保健衛生所	八幡浜市	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜 多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡				

2 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例 別表第2の改正 別表第2(第2条関係)

名 称	目的	位 置	所轄区域
愛媛県東予家畜保健衛生所	家畜生の保健と伝が正にった。	西条市	今治市、新居浜市、西条市、四 国中央市及び越智郡
愛媛県中予家畜保健衛生所	同	東温市	松山市、伊予市、東温市、上浮
愛媛県南予家畜保健衛生所	同	八幡浜市	宇和島市、八幡浜市、大洲市、 西予市、喜多郡、西宇和郡、北 宇和郡及び南宇和郡

施 行 日 平成29年4月1日

## 【その他参考事項】